

立憲主義における「ビジネスと人権」位置づけ（論点整理）

金子匡良

はじめに

- ・濱本先生の問いかけ
「憲法の教科書に『ビジネスと人権』を書き入れるとしたら、どこに書くのか？」
解答①：憲法総論 ⇒ 人権の国際的保障、あるいは立憲主義のグローバル化
解答②：人権総論 ⇒ 人権の私人間効力
解答③：人権各論 ⇒ 営業の自由の制限
解答④：どこにも入らない ⇒ 憲法と「ビジネスと人権」は無関係
- ・「ビジネスと人権」に対する憲法学の関心の薄さ
⇒ 無意識的・直感的に解答④を選択？

1. 立憲主義の原像

- ・憲法の目的 = 立憲主義の目的 = 憲法による国家権力のコントロール
- ・憲法の内容 = 立憲主義の内容 =

人権保障	+	権力分立 (+民主主義)
↑ 奉仕 統治機構		
- ・立憲主義は「国家からの自由」から始まる

2. 資本主義という“鬼子”と立憲主義の2つの変貌

- ・自由な経済活動 → 資本主義の成立 → 新たな不自由・不平等の発生（“資本主義の基本矛盾”）
- ・立憲主義の変貌 ⇒ 経済活動への介入と福祉国家・社会国家の建設
介入①：社会的不平等の緩和と社会的弱者の生存権保障
e.g. ワイマール憲法 151 条① (1919)
経済生活の秩序は、すべての人に、人たるに値する生存を保障することを旨とし、正義の諸原則に適合するものでなければならない。各人の経済的自由は、この限界内においてこれを確保するものとする。
介入②：自由かつ公正な競争の確保
e.g. アメリカ・シャーマン法 (1890)、カナダ・独禁法 (1889)
- ・立憲主義の変貌によって「国家による自由」を内包するようになる
- ・現代立憲主義の論点は、「国家からの自由」と「国家による自由」とのせめぎ合いの中で議論されてきた

3. 「ビジネスと人権」の位置づけ

◇検討の方向性 (1) : 「国家からの自由」論として位置づける

- ⇒ 「ビジネスと人権」は企業活動の国際化とその弊害という 20 世紀版の資本主義の鬼子に対処するために生まれた概念
- ⇒ したがって、「国家からの自由」(特に営業の自由)の制限に関わる論点であって、「国家からの自由」論に位置づける余地はない

◇検討の方向性 (2) : 経済活動への介入①の中に位置づける

- ⇒ 「ビジネスと人権」は社会的不平等の緩和と弱者の生存権保障を目指すものという側面はある (cf. SDGs)
- ⇒ しかし、「ビジネスと人権」を社会権保障の枠組みに位置づけることは、「ビジネスと人権」の主題を矮小化することにならないか?

◇検討の方向性 (3) : 経済活動への介入②の中に位置づける

- ⇒ 「公正」な経済活動の一環として「ビジネスと人権」を位置づける
- ⇒ 競争法としての「ビジネスと人権」?

- ・ これまでの憲法学は、競争法との対話が圧倒的に不足していた (逆もまた真なり?)
⇒ 「ビジネスと人権」への関心が薄かった理由のひとつ?
- ・ 立憲主義における「ビジネスと人権」の位置づけは、立憲主義における競争法の位置づけを探ることもでもある (憲法と競争法との対話)

4. 競争法の目的をめぐる議論

- ・ 競争法の目的が何であるかをめぐっては、種々の議論が展開されてきた
初期 (19 世紀末~1970 年代) : 反トラスト、独占の防止
1970 年代後半 : シカゴ学派の隆盛
⇒ 取引の自由の確保による「消費者厚生」の最大化
2000 年代 : ネオ・ブランダイス学派の勃興
⇒ 経済主体の自律性の維持、所得格差の是正、熟議民主主義の維持
⇒ 公正性 (fairness) の確保
- ・ 競争法の目的としての公正性の中に人権保障を組み入れることができれば、人権を媒介として競争法秩序と憲法秩序が結びつく
⇒ 立憲主義における「ビジネスと人権」の位置づけが可能になる?

おわりに

- ・ 立憲主義における「ビジネスと人権」の位置づけを探るには、競争法と憲法の対話が必要であると考えられる

「独占禁止法や各種事業法などの経済法の役割は、わが国の憲法秩序のなかにおいて、消費者厚生観点からだけでなく民主制国家の存続と国民の自由の保護といういわば主権者厚生の観点から捉えられるべきである」(木下昌彦)

「憲法論にとって、しかし、『競争』が唯一最大の価値であるわけではない。近代憲法が諸個人の自由な活動領域を確保しようとするのは、さかのぼって、個人の尊重ないし人間の尊厳という窮極的価値を前提にしてのことだからである。…したがって、およそ『競争』の外側に一定の価値が並存しているはずである。経済活動にとっての生態系秩序は、そういう性質のものではないか。…これらの要素をどう組み入れるかによって、体系としての憲法論が、ちがった様相を見せることになるはずである。」(樋口陽一)